

第三セクター等の経営健全化の
推進等について
(説明資料)

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付総務大臣通知)の概要

- 平成21年度から集中的に進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的には相当の成果をあげたこと等から、当初の予定どおり、平成25年度末で一区切りとする。
- 地方公共団体は財政規律の強化を不断に図っていくことが必要であり、平成26年度以降も、自らの判断と責任で、第三セクター等の効率化・経営健全化に取り組むことが必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを活用することが重要。第三セクター等はそのための有力な手法の一つであり、広域的な活動が容易である等の長所を有している。
- 地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に十分留意の上、第三セクター等の効率化・経営健全化と、地域の元気を創造するための活用の両立に取り組むことが必要。

経済財政運営と改革の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

(地方財政改革の推進)

- 公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

(民間能力の活用等)

- 民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し(コンセッション方式について今後3年間で2~3兆円)、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。
コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。
- 地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
 - ・経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対する説明が必要。
 - ・経営状況等を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活動が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、地方の創生、地域の元気創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の主な内容

○地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化（役職員数・給与等の見直し）、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することがやむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性がある手法（損失補償等）は採るべきではない。

○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

- ・ 第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要（経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討フローチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。）

○第三セクター等の設立

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 安定的な経営継続が可能な規模の資本の確保、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

- 現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。
- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
 - ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
 - ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

○その他

- ・ 経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要。総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知)の概要①

第1. 基本的な考え方

- 地方公共団体は自らの判断と責任で、第三セクター等の効率化・経営健全化による財政規律強化に取り組むことが必要。
特に、経営の著しい悪化、財政的リスクが大きい等の状況にある第三セクター等は、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、第三セクター等は地域において有効な役割を果たすことが可能。そのため、地方公共団体は第三セクター等の効率化・経営健全化と有意義な活用の両立に取り組むことが必要。
- ※ 本指針の対象となるのは、地方公共団体が出資等を行っている一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人のうち、地方公共団体が原則として25%以上の出資を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人。

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与(第三セクター等の健全な経営を維持するための取組)

- 地方公共団体は、健全化法の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在、将来の経営状況、財政的リスク等について、監査も活用し、適切に把握することが必要。把握に当たっては、適正な会計基準の適用や資産の実情把握等に留意することが必要。
また、一旦把握した後も、適切、合理的な経営状況等の評価を、継続的かつ定期的に行うことが必要。
- 上記の結果として、現在、将来の経営状況の悪化等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要(経営健全化に取り組む際には、本指針第3章を参照。)
- 地方公共団体は、議会、住民等に対して、第三セクター等の経営状況、財政的リスク等について分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要。そのためには、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むこと等が有効。
- 地方公共団体は、以下の点に留意し、第三セクター等の経営責任の明確化と徹底した効率化等に取り組むことが必要。
 - ・ 経営責任は経営者に帰することの十分な認識
 - ・ 職務権限や責任にふさわしい知見を有した役職員の選任、地方公共団体の長や職員の就任に当たっての十分な検討
 - ・ 役職員の数・給与の見直し、組織機構のスリム化等の徹底した効率化についての不断の取組と指導・監督方針等の明確化
 - ・ 民間の資金・ノウハウの可能な限りの活用と現在、将来の完全民営化についての検討
 - ・ 地方公共団体の支援、信用力等に依存しない自立的な資金調達 (※ 平成25年度に一般財団法人 自治総合センターが行った検討も参照)

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知)の概要②

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与(第三セクター等の健全な経営を維持するための取組) (続き)

- 地方公共団体が第三セクター等に対して行う財政的支援(事実上の支援として行う業務委託、給与を負担する職員の出向等を含む。)は、以下の点に留意し、適切に行うことが必要。
 - ・地方公共団体は、第三セクター等の経営に要する経費のうち、性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認められる経費以外は支援を行うべきではない。
 - ・公的支援を行う場合でも、漫然とした継続や規模の安易な拡大を行わないことが必要。このため、支援の上限や期限等について、公共性、公益性、存続の前提となる条件(ゴーイング・コンサーン)等を踏まえて、予め取り決めておくことが望ましい。
 - ・損失補償・債務保証は、地方公共団体に突発的に多額の財政的負担が生じる可能性があり、また、資金調達面からのガバナンスも希薄となるため、新たに行うべきではなく、既存分についても計画的に削減することが必要。
 - ・反復的、継続的な短期貸付は、短期貸付制度の趣旨を逸脱し、地方公共団体の財政的リスクも高いため、行うべきではない。特に、出納整理期間における返済の恒常化は、不適切な取扱いであり、速やかに見直すことが必要。
 - ・長期貸付は、地方公共団体の財政的リスクは比較的低いものと考えられるが、一の年度に多額の償還が見込まれる場合や貸付金債を財源とする場合等には、財政的リスクに留意することが必要。
 - ・出資は、原則として出資額の毀損以上の財政的負担は生じず、また、出資額に応じた権利等が生じる場合が多いため、公・民の役割・リスクの分担と財政的支援としての意義の双方を勘案し、是非・規模等を判断することが必要。
 - ・首長等が個人として行う損失補償等は、公職として行っているものと混同されるおそれがあるため、行うべきではない。

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

- 第三セクター等の経営悪化等が判明した場合の経営健全化、特に、抜本的改革は、地方公共団体が主導することが必要。
- 第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性・公益性が高い事業を行ったこと以外の場合には、地方公共団体は財政支援を行うべきではない。
また、財政支援を行う前に、経営の効率化、合理化の余地を検討し、速やかに取り組むべきである。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知)の概要③

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化 (続き)

- 地方公共団体は、以下の基準に該当する第三セクター等について、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
 - ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。
 - ② 他の事業手法(例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等)と比べて費用対効果が乏しいもの。
 - ③ 実質的に(事業の内容に応じて時価で評価した場合に)債務超過であるもの。
 - ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。具体的な基準を一律に設定することは困難であるが、一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当。(別紙1参照)
 - ⑤ 「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を満たさなくなったもの。
- 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化は、別紙フローチャートの手順で検討を行うことが適当である。(別紙2参照)フローチャート中の「採算性」を判断するに当たり、以下の基準に該当する第三セクター等は、原則として採算性がないものと判断することが妥当。
 - ① 損失補償を行っている第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、損失補償債務等についての一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)における標準評価方式において損失補償債務がB~Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの(B~Eは負担額の算入割合の基準であり、破たん可能性ではないことに留意が必要。)
 - ② 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合はその額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合はそれを反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
 - ③ 地方道路公社であって、料金収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの。
 - ④ 土地開発公社であって、損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知)の概要④

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化 (続き)

- 地方公共団体は、第三セクター等の経営健全化の検討に当たり、議会・住民等に対して以下の事項を明らかにすることが必要。
 - ① 事業採択から現状に至った経緯と責任。
 - ② 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行うに当たって、最善と考えられる選択(手法)とその理由。
 - ③ 事業の整理(売却・清算)又は再生を選択し、それに伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨と財源。
 - ④ 他の出資者及び利害関係者との費用分担の考え方。
- 第三セクター等の抜本的改革を行った結果、地方公共団体等が事業を引き継ぐ場合には、経営状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要。
- 債務調整を伴う処理策を実行する場合には、手続き、内容等の公平性、透明性を確保することが必要であり、法的整理・私的整理に係る各手法について、それぞれの特性を十分に理解した上で活用することが必要。
- 地方公共団体は、処理策の実行においても新たな損失補償は行うべきではない。
また、免責的債務引受については、既存の損失保証債務の範囲内で、当該債務の短期かつ確実な履行のため等の特別な理由がある場合を除き、行うべきではない。

第4. 第三セクター等の設立

- 地方公共団体が公共性、公益性と採算性を有する事業を実施する手法を選定する場合には、事業の意義や必要性、費用対効果等を踏まえて、第三セクター等以外の事業手法も含めて検討を行い、最も適切な手法・形態等を選択することが必要。
検討に当たっては、客観性、専門性を確保することが重要で、事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行うべきではない。
- 役割を終えた第三セクター等は整理等を検討するべき。このため、地方公共団体は第三セクター等の「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を存続の際に明らかにしておくことが適当。
- 地方公共団体と第三セクター等のそれぞれの法的責任、財政的負担の範囲を明確にしておくことが必要。
- 「第三セクター等」という事業手法を選択した場合には、その理由や地方公共団体の負担、リスク等について、議会・住民や利害関係者等の理解を得ることが必要。
- 新たに設立する第三セクター等に対する地方公共団体の支援についても、第2章の内容に十分に留意することが必要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知)の概要⑤

第4. 第三セクター等の設立 (続き)

- 第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の信用に依存するのではなく、自立的な資金調達(事業自体の収益性に着目した(プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った)資金調達等)を基本とするべき。地方公共団体は、投入した資金を事業収入により回収することが困難な場合は、原則として第三セクター等による事業化を断念するべき。
- 第三セクター等の設立に当たっては、安定した経営が可能となる資本を確保することが必要。出資割合については、事業の公共性、公益性、可能な限り民間活力を活用すること、地方公共団体が主導的な地位を確保する必要性等を踏まえて判断するべき。

第5. 第三セクター等の活用

- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、単独の地方公共団体が直接に事業を行うのみでは、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施策の展開が困難となってきた。第三セクター等が有する以下の長所を踏まえて、有効に活用することが望ましい。
 - ① 地方公共団体の区域を超えた活動
第三セクター等は、複数の地方公共団体がそれぞれの区域を超えて事業を実施するための簡便で有効な手法の一つである。
 - ② 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
民間企業の立地が期待できない場合には、第三セクター等が産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手段となる。
 - ③ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施
第三セクター等が事業を行うことで、地方公共団体や完全な民間企業が行うよりも、効率性等のメリットを有する場合がある。

第6. その他

- 都道府県は、市町村が行う抜本的改革を含む経営健全化の取組等について、先進事例の紹介、企業会計に精通した人材のあっせん、助言や情報提供等、実効性のある支援を行うことが必要。
- 地方公共団体は、国の施策に関連して設立された第三セクター等について、関係府省による支援を有効に活用することが適当。
- 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日付関係省庁連絡会議決定)において、地方公共団体は、出資等を行っているインフラ管理者に対し、必要に応じて「行動計画」策定等を要請することが求められていることを踏まえ、適切に対応することが必要。
- 地方公共団体が第三セクター等の健全化、活用等に取り組む際には、先進事例を参考とすることが有効。

第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

別紙1

1. 債権・出資金の放棄額

地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。

① 長期貸付金	<input type="text"/>	
② 出資金	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> α

2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。

① 損失補償・債務保証	<input type="text"/>	
② 短期貸付金	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> β

$$\beta \text{ (赤字)} \text{ / } \text{標準財政規模} = \text{標準財政規模}$$

3. 財源が手当てできない可能性がある財政的リスク

上記β から第三セクター等による弁済や財源充当が可能なものを控除したもの。地方公共団体にとって財源手当てができない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。

① 第三セクター等の弁済可能額(※)	<input type="text"/>	
② 地方公共団体の財政調整基金額	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> γ

$$\beta - \gamma = \delta \text{ (赤字)} \text{ / } \text{標準財政規模} = \text{標準財政規模}$$

※破たん時に弁済可能なもののみ(預貯金や速やかな売却可能な資産(時価額)のみ。
なお、土地等については破たん時に適切な価格で売却できないリスクを考慮。)

4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

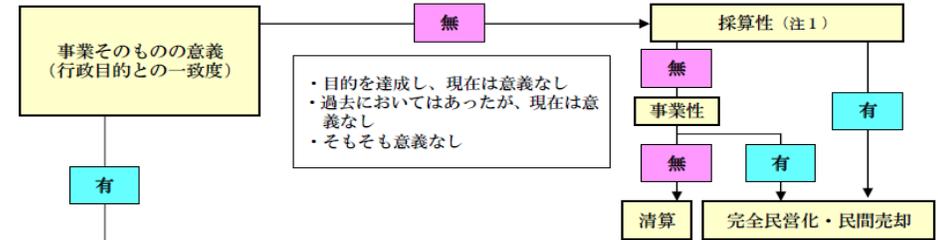
現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。

$$\delta + \text{毎年度の赤字見込額合計} + \text{毎年度の金利負担額合計(金利上昇の場合も想定)} + \text{資産価値下落見込額} = \text{標準財政規模}$$

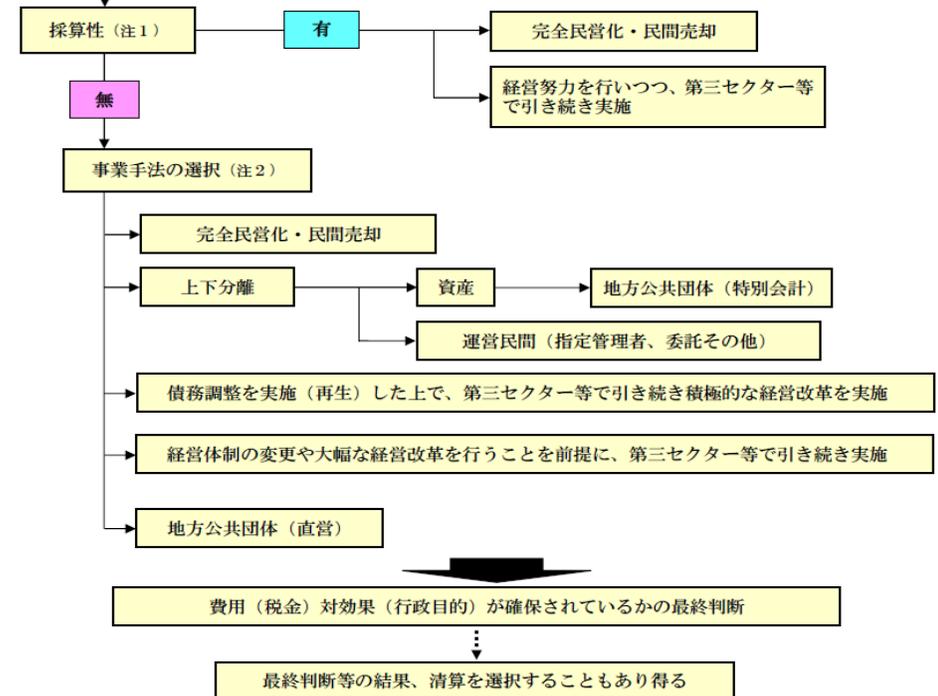
※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

別紙2

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



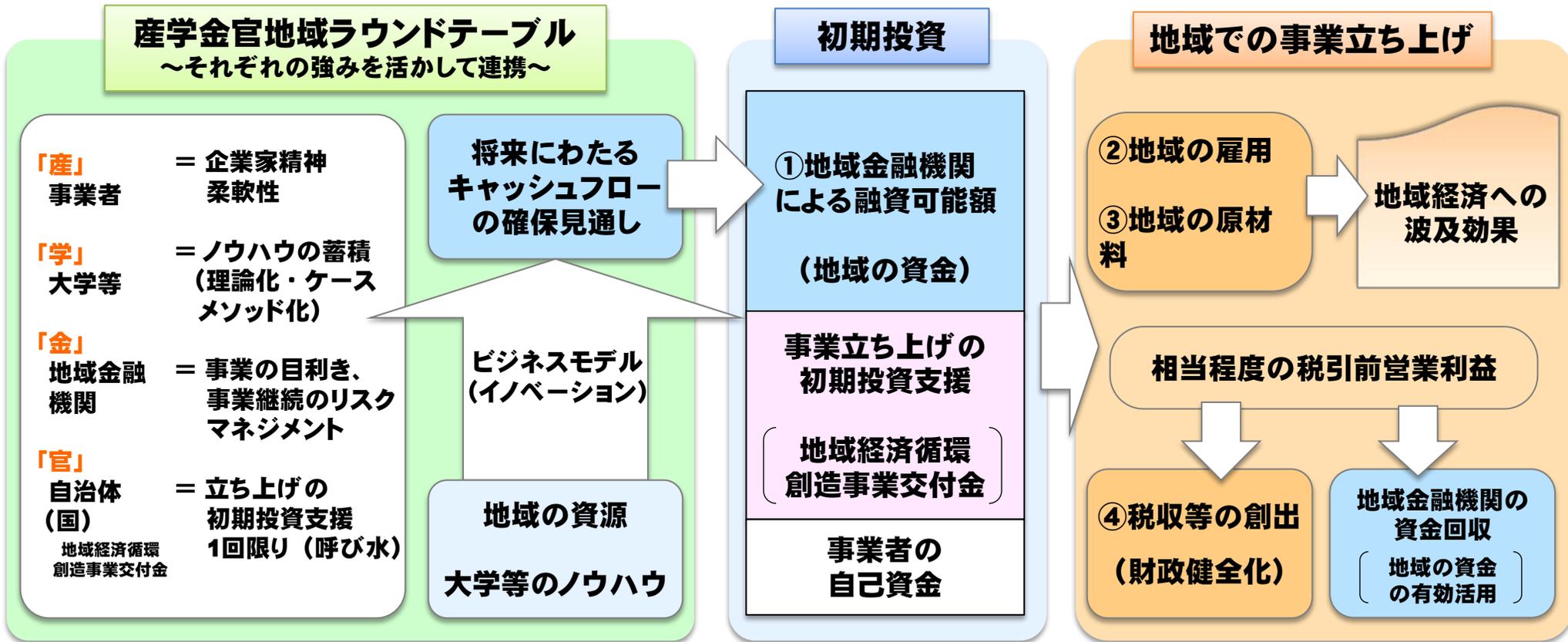
【再生不能・再生可能の判断開始】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

地域経済イノベーションサイクルの仕組み(地域経済循環創造事業交付金)



地域への貢献

先行モデルにみる効果実証
(地域経済循環創造事業交付金)

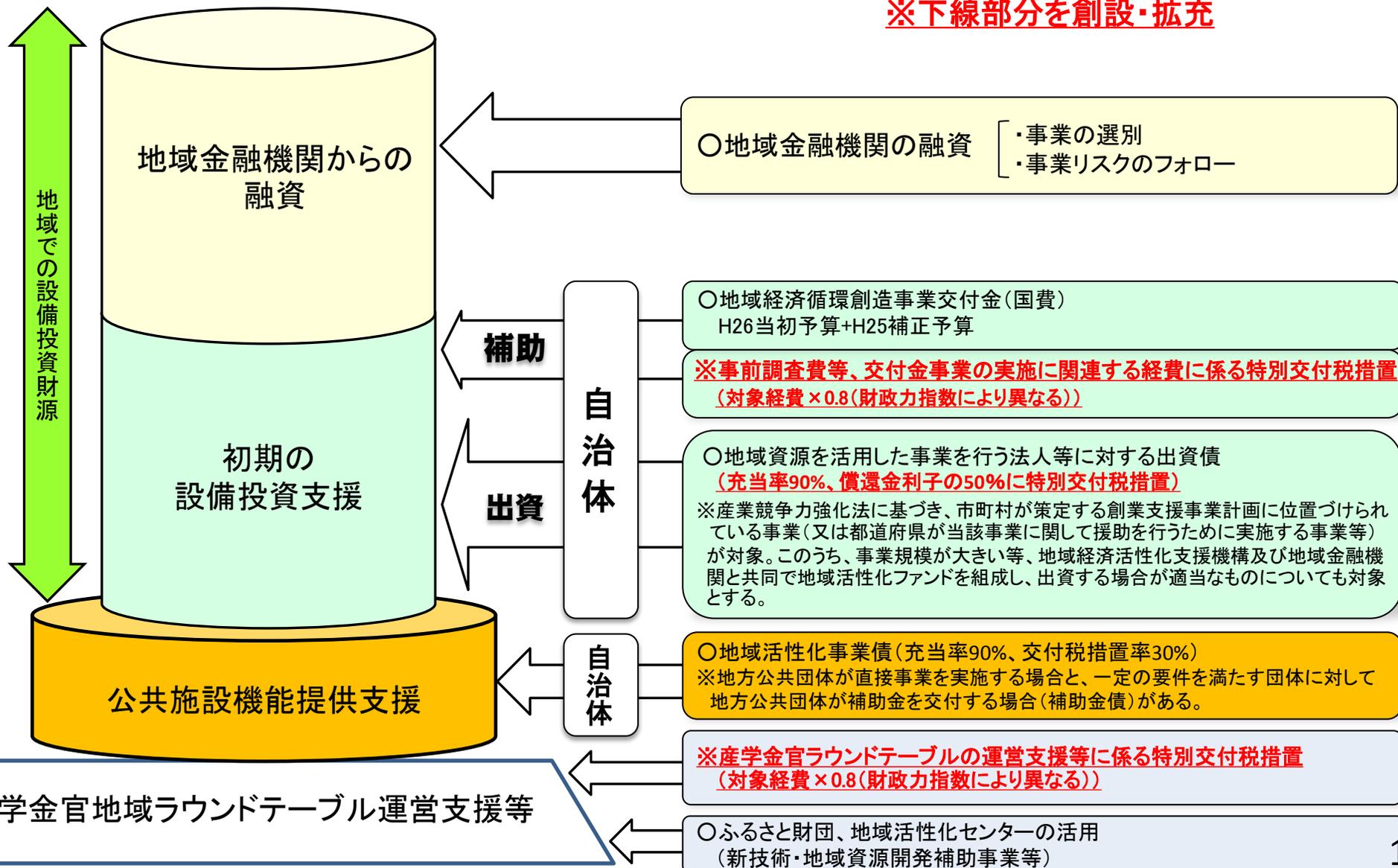
ローカル10,000プロジェクトの推進
[交付予定額55.4億円 交付対象160事業]

- | | |
|---------------|--|
| ① 投資効果 | 2.1倍 (初期投資見込額 115.3億円) |
| ② 地元雇用創出効果 | 4.2倍 (地元人材雇用見込額(想定7年) 230.7億円) |
| ③ 地元産業直接効果 | 9.1倍 (地元原材料費見込額(想定7年) 504.1億円) |
| ④ 課税対象利益等創出効果 | 3.6倍 (課税対象利益等見込額(税引前営業利益+減価償却費相当)(想定7年) 200.9億円) |
| ⑤ 地域課題解決効果 | 廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元 |

地域経済イノベーションサイクル推進フレーム

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の推進を加速させ、全国規模での産学金官の連携体制の構築と全国津々浦々での本格的な事業展開を後押し。

※下線部分を創設・拡充



第三セクター等改革推進債の経過措置に係る計画について

- 平成26年5月末日までに、下記の地方公共団体より第三セクター等改革推進債の経過措置に係る「計画」が提出された。
- 審査の結果、いずれも必要な要件を満たしているため、承認している(平成26年7月18日付)。

<都道府県・指定都市>

- ・埼玉県(埼玉高速鉄道株式会社)
- ・山梨県(公益財団法人 山梨県林業公社)
- ・京都府(一般社団法人 京都府森と緑の公社)
- ・奈良県(公益財団法人 奈良県林業基金)
- ・さいたま市(埼玉高速鉄道株式会社)
- ・大阪市(大阪市自動車運送事業会計(バス事業))
- ・北九州市(北九州市港湾整備特別会計)

- ・北海道美唄市

美唄市土地開発公社
職業訓練法人 美唄情報開発学園

- ・埼玉県川口市(埼玉高速鉄道株式会社)
- ・千葉県松戸市(松戸市土地開発公社)
- ・東京都あきる野市(あきる野市土地開発公社)
- ・石川県金沢市(金沢市土地開発公社)
- ・福井県小浜市(小浜市土地開発公社)
- ・長野県駒ヶ根市

駒ヶ根市土地開発公社
駒ヶ根観光開発株式会社
- ・三重県桑名市(桑名市土地開発公社)
- ・福岡県中間市(中間市土地開発公社)

<市区町村>

- ・北海道苫小牧市(苫小牧市土地開発公社)
- ・北海道石狩市(石狩市土地開発公社)

18団体・20計画

<関係法令(抄)>

○地方財政法第三十三条の五の七第一項

地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。)は、平成二十一年度から平成二十五年まで(総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年まで)の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

○地方債に関する省令第二条の三

法第三十三条の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと
- 二 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社の名称
- 三 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容
- 四 法第三十三条の五の七第一項の規定による地方債を起す年度
- 五 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

第三セクター等の資金調達のあり方に関する調査研究会（一般財団法人自治総合センター設置）

1. 設立の趣旨

地方公共団体が関与している第三セクター等（地方公共団体が出資・出えん、財政的支援（損失補償・債務保証、貸付け等）を行う第三セクター・地方公社等の法人）は、地方公共団体から独立した事業主体であり、その経営は原則として当該法人の自助努力で行うべきである。

また、総務省が、地方公共団体財政健全化法の施行を踏まえて、平成21年度から平成25年度までの間に推進している第三セクター等の抜本的改革においては、地方公共団体は第三セクター等の債務について、原則として損失補償・債務保証等を行うべきではない旨を要請している。

これらのことを踏まえれば、第三セクター等の資金調達は、地方公共団体の信用に安易に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）をはじめとする自立的な資金調達を基本とするべきである。

しかしながら、地方公共団体が第三セクター等に対して行う財政的支援から判断する限り、第三セクター等の資金調達は必ずしも自立的に行われているとは評価されず、そもそもその実態が明らかになっていない。その一方で、先進的な資金調達を行う第三セクター等も散見される。

このため、以下の点について調査検討を行い、その成果を取りまとめることとする。

1. 第三セクター等の資金調達について調査を行い、その実態を把握するとともに、傾向・課題等についての整理・分析を行う。
 2. 第三セクター等が先進的な資金調達を行っている事例について研究を行い、調達手法の特色・留意点等を取りまとめる。
- ⇒ 調査検討成果については地方公共団体、第三セクター等に周知し、資金調達に係る知見の向上を図る。

2. 委員名簿（五十音順、敬称略）

赤井 伸郎	大阪大学大学院教授	小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授
浅見 祐之	SMBC日興証券ストラクチャード・ファイナンス部長	櫻井 博明	常陽銀行公務部次長（全国地方銀行協会推薦）
足立 慎一郎	日本政策投資銀行地域企画部課長	佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
新井 弘之	北洋銀行公務金融部上席調査役（第二地方銀行協会推薦）	島村 豊臣	三井住友銀行公共・金融法人部長
伊藤 通英	新生信託銀行営業部長	鈴木 文彦	大和総研経営コンサルティング部副部長
牛島 授公	香川大学大学院教授	関口 智	立教大学経済学部准教授
大類 雄司	みずほ銀行証券部次長	田中 輝彦	公認会計士（あずさ監査法人パートナー）
岡田 昭人	早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員	諸戸 修二	財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）事務局長
久保 信保	三菱UFJ信託銀行顧問（座長）	安田 稔	格付投資情報センター格付本部副本部長
小泉 伸洋	信金中央金庫法人営業推進部長		

3. 検討スケジュール等

- 平成25年11月に調査研究会を設置、平成25年度中に調査研究の成果（報告書）を取りまとめる。
- 平成25年12月に第三セクター等の資金調達の実態に係る地方公共団体向けのアンケート調査を行い、平成26年2月に結果を取りまとめる。

調査研究会報告書概要①(第三セクター等の資金調達の基本となる考え方)

1. 第三セクター等の資金調達の現状と調査研究会の基本となる考え方

- 第三セクター等の資金調達は、第三セクター等の抜本的改革の推進(第三セクター等の整理・再生、経営改革等の取組の推進)の成果等で一定の改善は見られるが、平成24年度末時点においては、その多くを地方公共団体の支援に依存。

平成24年度決算における第三セクター等の総借入額 12.1兆円

うち地方公共団体からの借入額 4.6兆円(37.6%)
うち地方公共団体の損失補償・債務保証付き借入額 5.0兆円(41.0%)

(参考)

平成20年度決算における第三セクター等の総借入額 16.8兆円

うち地方公共団体からの借入額 4.6兆円(27.5%)
うち地方公共団体の損失補償・債務保証付き借入額 7.5兆円(44.4%)

※地方三公社及び地方公共団体が出資する社団・財団・会社法法人(特別法により設立された法人等を除く。)
「第三セクター等の状況に関する調査」より。

- 第三セクター等の資金調達は、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)に示されているとおり、公・民の適切なリスク分担を前提とすることが必要であり、地方公共団体の公的支援に頼るのではなく、自らの経営に伴う収入に基づき自立的に行うことを基本とするべきである(「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付け総務省自治財政局長通知でも同様)。一方で、公共性、公益性が高く、そのために自らの経営に伴う収入に基づく資金調達を行うことが適当ではなく、或いは困難な事業に要する資金については、公的支援を行うこともやむを得ないものであり、必ずしも自立的な資金調達を求められている訳ではない(自立的な資金調達が可能であれば、そのようにするべきであることは言うまでもない。)。また、公的支援自体がやむを得ないものと考えられるとしても、損失補償や反復・継続的な短期貸付けは行うべきではなく、また、地方公共団体からの出資は地方公共団体の関与や第三セクター等の経営を踏まえた上で、必要最低限とするべきである。

2. 第三セクター等の資金調達に係る主な手法

第三セクター等の資金調達に係る主な手法は下記のとおりであり、それぞれにメリット・デメリットや適合する事業が存在する。

○負債性資金

1. プロジェクト・ファイナンス
2. アセット・ファイナンス
3. 将来債権流動化(証券化等)
4. コーポレート・ファイナンス

- ①人的担保(保証)(地方公共団体・個人等の損失補償・債務保証)
- ②物的担保(保証)(不動産・動産・売掛債権・預金等による担保)
- ③コベナンツ付融資(財務の制限や資産処分の制限をコベナンツ(誓約)とする)

○資本性資金

1. 出資(増資)
2. 市民出資・コミュニティファンド
3. デット・エクイティ・スワップ(DES)

※上記の手法を含む複数の手法を組み合わせた資金調達も存在する。

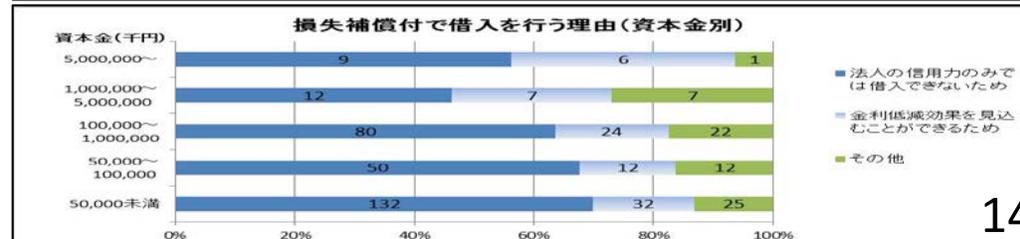
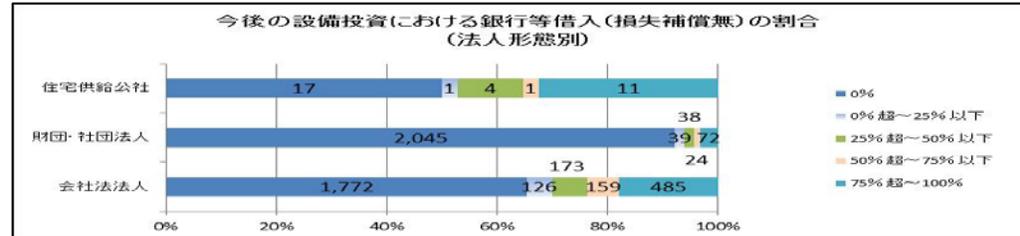
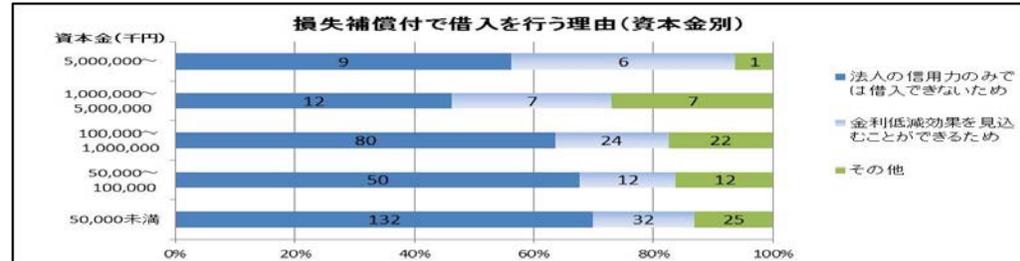
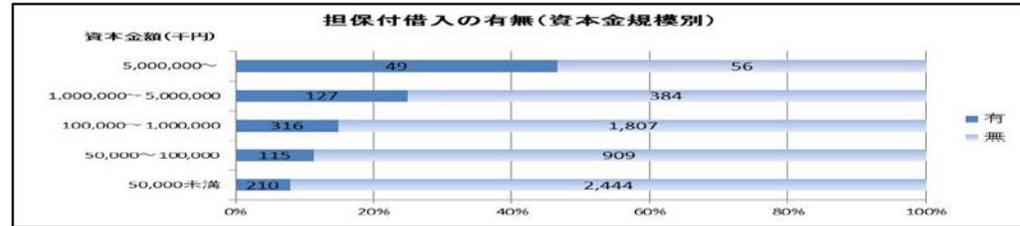
調査研究会報告書概要②(第三セクター等の資金調達の実態と主な課題)

1. 第三セクター等の資金調達に係るアンケート調査

- 調査対象 地方公共団体が出資・出えんを行っている社団法人・財団法人・会社法法人、地方住宅供給公社
(特別法に基づき設置された法人や全国規模で活動する法人等を除く。)
- 調査時点 平成25年12月1日現在
- 回答数 6,659法人(対象法人は7,020法人)

2. アンケート調査の結果明らかとなった主な課題

- 中小規模の第三セクター等の多くは外部(金融機関等)からの借入を行わず、事業資金は地方公共団体からの借入や補助金に頼っている。
外部からの借入を行わない理由としては、資本金規模が小さいため自らの信用力で借入ができないこと、担保として提供可能な資産を保有していない(外部からの借入を行うことができない)こと等が考えられる。
- 地方公共団体の損失補償は、単に第三セクター等の信用補完のために行うだけではなく、借入金利を低減させるために行う場合もある。
民間企業においては、保証債務を決算書に注記しなければならないこともあり、借入金利低減のために損失補償を行うことは少ない。
- 社団・財団法人は、利潤追求を目的とせず、行う事業の採算性が低い場合も多いため、自らの信用力で借入を行うことが難しい傾向にある。
株式会社のように利潤追求を目的とする法人と比べれば、銀行等から借入を行うことのハードルが高い場合も多い。
- 地方公共団体が事業開始時に行う出資、開始後に行う増資が十分ではないのではないかと考えられる傾向にある。
資本金が少ない法人ほど損失補償を信用補完のために行う傾向が強く、本来は資本金として調達すべき資金を損失補償付きの借入や補助金等で補填している場合もあると考えられる。補助金でも損失補償付き借入でもなく、必要な出資を行うことの意義を認識する必要がある。



調査研究会報告書概要③(資金調達の先進事例と今後の方向性①)

1. 第三セクター等の資金調達等の先進事例(ヒアリングを行ったもの)

1 レベニュー信託による資金調達

【法人名】 (財)茨城県環境保全事業団

【施設名】 エコフロンティアかさま

【説明者】 ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行部門資本市場本部 井上部長(インフラストラクチャー・ストラクチャードファイナンス)
(ゴールドマン・サックス証券は本事業(スキーム)を企画しており、実行段階においてもアレンジャーとして主導している。)

【概要】 茨城県が多額の損失補償や継続的・反復的な短期貸付けを行っていた第三セクターについて、保有する産業廃棄物処分場に将来発生することが見込まれる処分委託料の支払請求権等を信託銀行に譲渡して受益権化(証券化)し、そのうち優先受益権を投資家に売却することで100億円を調達、茨城県からの長期貸付金(劣後ローン)45.5億円と合わせて損失補償や短期貸付けを解消したものの、県の関与を残しつつ、損失補償等の解消による県の財政健全化が可能となっている。

2 第三セクターを中心としたPPP事業における資金調達

【法人名】 オガール紫波(株)

【施設名】 オガールプラザ(紫波町情報交流プラザ(公共部分(図書館・地域交流館)と民間部分(テナント)の公民合築施設)

【説明者】 株式会社 アフタヌーンソサエティ 清水代表取締役(東洋大学大学院(公民連携専攻)客員教授)
(当該事業の中心メンバーは清水教授の教え子であり、清水教授も様々なアドバイスを行っている。)

【概要】 岩手県紫波町が町有地に公共施設を建設するに当たり、事業全体のマネジメントを第三セクターに委託したもの。町有地を別の第三セクター(SPC)に貸与した上で、SPCがその土地に公民合築施設(民間部分はテナント)を建設し、公共部分は紫波町が買い取った。施設建設費はSPCが民間部分のテナント料を償還原資とする形で調達し(総額11.0億円(うち、紫波町買取り分8.2億円)、紫波町は損失補償を行っていない。施設の運営・管理も第三セクターが行っているが、経費はテナント料等で賄い、町の負担は生じていない。

3 独立採算型PFI事業による資金調達(第三セクターは関係していない)

【法人名】 江ノ島PFI(株)

【施設名】 新江ノ島水族館

【説明者】 オリックス株式会社 不動産事業本部営業第一部 反甫部長(オリックスはSPCの出資企業であり、施設の運営事業者でもある。)

【概要】 神奈川県立湘南海岸公園東部地区における、「水族館」と「体験学習施設」の建設と既存の「マリランド」と「海の動物園」の活用について、SPCがこれらの施設の一体的運営を行っているもの(神奈川県は支援金は支払っているが損失補償等を行っていない)。PFIによって事業運営が行われ、プロジェクト・ファイナンスで資金調達を行っており、我が国では成功例が少ない独立採算型PFI事業において成功を収めている事例。

調査研究会報告書概要④(資金調達先進事例と今後の方向性②)

2. 第三セクター等の資金調達等の失敗事例(ヒアリングを行ったもの)

1 PFI事業における資金調達(第三セクターは関与していない)

【法人名】 (株)タラソ福岡

【施設名】 タラソ福岡

【説明者】 本調査研究会 鈴木委員(株式会社 大和総研 経営コンサルティング部副部長)
(株式会社 大和総研における業務として本事業に係るレポート等を執筆)

【概要】 日本で3番目(福岡市初)のPFI事業であり余熱利用施設としては日本で初めてのPFI事業である「タラソ福岡」は、臨海工場の余熱を使用した温水プールを備えた公共施設である。事業開始以降、初年度から利用者数は想定を下回って推移し、SPCの主要出資者である地元建設会社の支援により事業を継続していたが、同社の倒産(民事再生法申請)により資金繰りが逼迫、施設閉鎖に至った。その後、別のSPCが有償で営業譲渡を受け、閉鎖から4ヶ月後に営業を再開した。
福岡市は元々損失補償等を行っておらず、閉鎖後間もなく事業を引き継ぐ企業が現れたことから、結果として当初から負担することを決めていたもの(サービス購入料・土地の無償使用等)以外に追加負担は生じなかった。

3. 今後の方向性(調査研究会報告書あとがきより)

第三セクター等の資金調達は、公共性、公益性が高く、第三セクター等が負担することが不適切又は困難である部分については地方公共団体からの公的支援を受けることもやむを得ないものと考えられるが、それ以外の部分については自立的な資金調達が求められている。しかしながら、現時点では、全国の第三セクター等が自立的な資金調達を行っているとは言えないと評価される。

また、第三セクター等の資金調達について、多大なメリットがありながらデメリットはなく、どのような第三セクター等でも活用することが可能である万能な手法は、現在のところ存在しない。

一方で、本調査研究会が取り上げている先進事例のように、自らの経営状況や行う事業の公共性、事業の実態・特性、収入の将来見通し等を踏まえて、様々な観点から精緻な検討を行い、公・民の適切なリスク分担を前提として、海外の手法を日本の制度の下で活用することができるように適切なアレンジを行う、事業全体のデザインを描いた上で既存の手法の中から条件に合致するものを組み合わせる、地方公共団体や複数の民間企業が自らの強みを持ち寄って事業を構築する等、専門家の助言・提案等を受けながら、工夫やアレンジ等を行うことで、第三セクター等と地方公共団体の双方に大きなメリットを有する資金調達を行うことが可能となっている事例も存在している。

本調査研究会における実情把握や先進事例に係る検討をその第一歩として、今後、地方公共団体・第三セクター等職員をはじめとする関係者により、継続的な取組が行われることを期待する。